

デジタル化に向けた動向と政策課題

令和3年5月

**内閣官房副長官補付
内閣参事官 木村公彦**

IT基本法の経緯

- 我が国のIT戦略は平成13年の「e-Japan戦略」から始まり、主にインフラ整備とIT利活用を推進。
- その後、政府CIOの設置及び官民データ基本法の成立等により、「データ利活用」と「デジタル・ガバメント」を戦略の新たな柱として推進。

超高速ネットワーク
インフラの整備

IT利活用の進化

データ利活用、
デジタル・ガバメントの実現

社会全体の
デジタル化へ

IT基本法
(平成12年)

内閣情報通信政策監
(政府CIO)の
法定設置
(平成25年)

官民データ基本法
(平成28年)

デジタル手続法
(令和元年)

●府省庁横断的な課題に
横串を通して取組を推進

●データ利活用を通じた
社会課題の解決

●行政手続のデジタル化

e-Japan戦略
(平成13年)

e-Japan戦略Ⅱ
(平成15年)

世界最先端
IT国家創造宣言
(平成25年)

世界最先端IT国家
創造宣言・官民データ
活用推進基本計画
(平成29年)

世界最先端デジタル国家
創造宣言・官民データ
活用推進基本計画
(平成30年)

世界最先端デジタル国家
創造宣言・官民データ
活用推進基本計画
(令和元年)

2020
IT戦略

●国際競争を強く意識
●我が国初のIT戦略
●IT基盤の整備

●IT利活用の進化
●利用者の便益、
アジア各国との協調

●BPR等を通じた政府
自身の改革の推進
●IT利活用の裾野拡大

●全ての国民が
IT・データ活用の
便益を享受

●ITを活用した社会
システムの抜本改革
●デジタル・ガバメントの
推進

●G20を軸とした国際対応
●社会全体のデジタル化
●社会実装&インフラ
再構築

●コロナ後の
ニュー・ノーマルに
対応した
デジタル強靱化社会

新型コロナウイルス感染症拡大により浮き彫りとなったデジタル化への課題

令和2年9月23日デジタル改革関係閣僚会議資料

経済・生活

【影響】

- ・ サプライチェーンの一部断絶、物資不足
- ・ 工場、飲食店等の休業、イベント自粛



オンライン手続の不具合
国と地方のシステムの不整合

等

行政

【影響】

- ・ 感染症対応で初の緊急事態宣言の発動
- ・ 給付金や助成金等支援策に係る申請が膨大



オンライン手続の不具合
国と地方のシステムの不整合

等

働き方

【影響】

- ・ テレワーク増加、Web会議増加
- ・ テレワークが難しい業務の顕在化



押印手続等、テレワークの阻害要因の顕在化

等

医療

【影響】

- ・ 現場負担増、現場要員不足、医療資材不足
- ・ 医療機関のクラスター化懸念
- ・ オンライン診療の時限的な拡大



陽性者報告のFAXでの申請などデジタル化の遅れ

等

教育

【影響】

- ・ 全国的な学校の臨時休業
- ・ 臨時休業等に伴い登校できない児童生徒の学習指導の必要性



オンライン教育に必要な基盤、ノウハウの不足

等

防災

【影響】

- ・ コロナ感染拡大時における災害対応の可能性
- ・ 自治体等現場の負担増加



マイナンバーカードによる罹災証明発行
AI活用等による被災者/現場負担軽減の必要性

等

喫緊に取り組むべき事項

令和2年9月23日デジタル改革関係閣僚会議資料

コロナで顕在化した課題への対応のため、行政の縦割りを打破するデジタル施策を展開

○ デジタル社会のパスポートたる「マイナンバーカード」の更なる活用

- 強靱な社会経済構造の一環として、マイナンバーカード・マイナンバーを基盤としたデジタル社会の構築を進める：
 - ・ マイナンバーカードについての丁寧な説明・普及促進
 - ・ 各種免許・国家資格との一体化について検討

○ 迅速な給付の実現

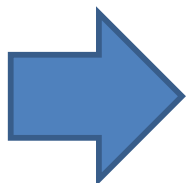
- 給付金等におけるデジタル手続・事務処理・早期給付の実現
- 公金振込口座の設定を含め預貯金口座とマイナンバーの紐づけの在り方

○ コロナ禍での臨時措置の定着・拡充

- ・ 臨時措置として取り入れた、テレワーク、学校、医療などのオンライン化を、後退させることなく定着・拡充させていく

○ 国と地方を通じたデジタル基盤の構築

- 各府省、地域でバラバラとなっている情報システムの標準化・共通化や、クラウド活用の促進等を進める



多様な人材を集め、従来の役所とは一線を画した
次のデジタル社会をリードする強い組織を立ち上げる必要がある

総理発言（指示）デジタル改革関係閣僚会議（令和2年9月23日）

今回の新型コロナウイルスへの対応において、国、自治体のデジタル化の遅れや人材不足、不十分なシステム連携に伴う行政の非効率、煩雑な手続きや給付の遅れなど住民サービスの劣化、民間や社会におけるデジタル化の遅れなど、デジタル化について様々な課題が明らかになりました。

この政権においては、かねて指摘されてきたこれらの課題を根本的に解決するため、行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行します。そのための突破口として、デジタル庁を創設いたします。

この新たな組織の創設により、国、自治体のシステムの統一・標準化を行うこと、マイナンバーカードの普及促進を一気呵成(かせい)に進め、各種給付の迅速化やスマホによる行政手続きのオンライン化を行うこと、民間や準公共部門のデジタル化を支援するとともに、オンライン診療やデジタル教育などの規制緩和を行うことなど、国民が当たり前に望んでいるサービスを実現し、デジタル化の利便性を実感できる社会をつくっていきたいと考えます。

そのため、デジタル庁は、強力な司令塔機能を有し、官民を問わず能力の高い人材が集まり、社会全体のデジタル化をリードする強力な組織とする必要があります。

そのための検討を加速し、年末には基本方針を定め、次の通常国会に必要な法案を提出したいと思います。あわせて、デジタル分野における重要法案であるIT基本法の抜本改正も行う予定です。

デジタル庁の創設は、我が国の経済・社会の大きな転換につながる改革であり、今までにないスピードで取り組む必要があります。平井デジタル改革担当大臣は、この改革の中心として、様々な壁を突破し、思い切った舵(かじ)取りを行っていただきたいと思います。また全ての閣僚においては、この大きな改革を全力で協力していただくよう、お願い申し上げます。

デジタル社会実現に向けたIT総合戦略本部の推進体制

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT総合戦略本部)

※ 設置根拠：IT基本法 第25条

本部長：内閣総理大臣

副本部長：デジタル改革担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

本部：本部長・副本部長以外の全国務大臣、内閣情報通信政策監(政府CIO)、有識者(10名)

官民データ活用推進戦略会議

※ 設置根拠：官民データ活用推進基本法 第20条

議長：内閣総理大臣

副議長：デジタル改革担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

議員：議長・副議長以外の全国務大臣、内閣情報通信政策監(政府CIO)、有識者(10名)

デジタル・ガバメント閣僚会議

※ 設置根拠：IT総合戦略本部長決定

議長：内閣総理大臣

副議長：内閣官房長官、デジタル改革担当大臣

構成員：議長、副議長を除く全国務大臣、内閣情報通信政策監

合同会議

新戦略推進専門調査会

※ 設置根拠：IT総合戦略本部決定

会長：内閣情報通信政策監(政府CIO)

委員：有識者(13名)

※本調査会の有識者は、官民データ活用推進基本計画実行委員会委員を兼任

官民データ活用推進基本計画 実行委員会

※ 設置根拠：官民データ活用推進戦略会議
長決定

会長：村井純 慶應義塾大学教授
委員：有識者(21名)、行政機関職員

各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議
各府省情報化専任審議官等(副CIO)連絡会議
議長：内閣情報通信政策監(政府CIO)

マイナンバー制度及び 国と地方のデジタル基盤 抜本改善WG

主査：内閣官房副長官補(内政担当)
構成員：有識者6名、行政機関職員

デジタル改革 関連法案WG

座長：村井 純 慶応大学教授
構成員：有識者9名、行政機関職員

データ戦略 タスクフォース

主査：内閣総理大臣補佐官
構成員：有識者11名、行政機関職員

作業部会

座長：内閣官房副長官
構成員：行政機関職員

地方の官民データ活用推進計画に関する委員会

EBPM推進委員会

道路交通WG

自動運転に係る
制度整備大綱SWG

オープンデータWG

データ流通・活用WG

港湾の電子化(サイバーポート)推進委員会

5Gと交通信号機との連携によるトラステッドネットの
全国展開に向けた関係府省等連絡会議

デジタル・ガバメント分科会

座長：森田朗 津田塾大学総合政策学部教授
※新戦略推進専門調査会委員を兼任

デジタル社会の目指すビジョン

デジタル社会の
目指すビジョン

デジタルの活用により、一人一人のニーズに合った
サービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会
～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～

ライフイベントに係る手続の 自動化・ワンストップ化

官民の提供するライフイベントに係る手続やサービスについて、スマホでワンストップで行うことができる。

出生、就学、子育て、介護などのライフステージに合わせて必要となる手続について、時間軸に沿った最適なタイミングでプッシュ型の通知が受けられる。

データ資源を活用して、 一人一人に合ったサービスを

散在する健診情報、既往症、薬歴、日々のバイタル情報等の安全・安心な連携・活用により、いつでもどこでも、一人一人の状況に合った健康・医療・福祉サービスが受けられる。

リアルタイムの移動ニーズ、鉄道・バスの運行状況、カーシェアの空き状況等の連携により、ストレスなく移動できる

いつでもどこでも 自らの選択で社会に参画

子育てや介護に適した豊かな自然環境に恵まれた場所に暮らしながら、通勤することなくデジタル空間で仕事ができる。自宅に居ながら、世界中の優れた教育機関の教育プログラムの受講や、文化・芸術コンテンツを体感・創作・発信することができる。

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の概要（令和2年12月25日閣議決定）

- デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～
- デジタル社会形成の基本原則（①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靱、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包摂・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献）

IT基本法の見直しの考え方

IT基本法施行後の状況の変化・法整備の必要性

- ✓ データの多様化・大容量化が進展し、その活用が不可欠
- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れ等が顕在化
⇒ IT基本法の全面的な見直しを行い、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁（仮称）を設置

どのような社会を実現するか

- ✓ 国民の幸福な生活の実現：「人に優しいデジタル化」のため徹底した国民目線でユーザーの体験価値を創出
- ✓ 「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現：アクセシビリティの確保、格差の是正、国民への丁寧な説明
- ✓ 国際競争力の強化、持続的・健全な経済発展：民間のDX推進、多様なサービス・事業・就業機会の創出、規制の見直し

デジタル社会の形成に向けた取組事項

- ✓ ネットワークの整備・維持・充実、データ流通環境の整備
- ✓ 行政や公共分野におけるサービスの質の向上
- ✓ 人材の育成、教育・学習の振興
- ✓ 安心して参加できるデジタル社会の形成

役割分担

- ✓ 民間が主導的役割を担い、官はそのための環境整備を図る
- ✓ 国と地方が連携し情報システムの共同化・集約等を推進

国際的な協調と貢献、重点計画の策定

- ✓ データ流通に係る国際的なルール形成への主体的な参画、貢献
- ✓ デジタル社会形成のため、政府が「重点計画」を作成・公表

デジタル庁（仮称）設置の考え方

基本的考え方

- ✓ 強力な総合調整機能（勧告権等）を有する組織
- ✓ 基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備

デジタル庁（仮称）の業務

- ✓ 国の情報システム：基本的な方針を策定。予算を一括計上することで、統括・監理。重要なシステムは自ら整備・運用
- ✓ 地方共通のデジタル基盤：全国規模のクラウド移行に向けた標準化・共通化に関する企画と総合調整
- ✓ マイナンバー：マイナンバー制度全般の企画立案を一元化、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方が共同で管理
- ✓ 民間・準公共部門のデジタル化支援：重点計画で具体化、準公共部門の情報システム整備を統括・監理
- ✓ データ利活用：ID制度等の企画立案、ベース・レジストリ整備
- ✓ サイバーセキュリティの実現：専門チームの設置、システム監査
- ✓ デジタル人材の確保：国家公務員総合職試験にデジタル区分（仮称）の創設を検討要請

デジタル庁（仮称）の組織

- ✓ 内閣直属。組織の長を内閣総理大臣とし、大臣、副大臣、大臣政務官、特別職のデジタル監（仮称）、デジタル審議官（仮称）他を置く
- ✓ 各省の定員振替・新規増、非常勤採用により発足時は500人程度
- ✓ CTO（最高技術責任者）やCDO（最高データ責任者）等を置き、官民間問わず適材適所の人材配置
- ✓ 地方公共団体職員との対話の場「共創プラットフォーム」を設置
- ✓ 令和3年9月1日にデジタル庁（仮称）を発足

【2020年改定版】デジタル・ガバメント実行計画の概要（令和2年12月25日閣議決定）

- デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～
- デジタル庁設置を見据えた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ、国・地方デジタル化指針を盛り込む等デジタル・ガバメントの取組を加速

サービスデザイン・業務改革（BPR）の徹底

- ✓ 利用者のニーズから出発する、エンドツーエンドで考える等の**サービス設計12箇条**に基づく、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービス
- ✓ 利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される**行政サービスの100%デジタル化**の実現
- ✓ **業務改革（BPR）を徹底**し、利用者の違いや現場業務の詳細まで把握・分析

国・地方デジタル化指針

「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告（工程表含む）」に基づき推進

- ✓ 国・地方の情報システムの共通基盤となる「**（仮称）Gov-Cloud**」の仕組みの整備
- ✓ ワンス・オンリー実現のための**社会保障・税・災害の3分野以外における情報連携やプッシュ通知の検討**、情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直し
- ✓ 国・地方の**ネットワーク構造の抜本的見直し**（高速・安価・大容量に）
- ✓ 自治体の業務システムの**標準化・共通化・「（仮称）Gov-Cloud」活用**
- ✓ **強力な司令塔となるデジタル庁設置、J-LISを国・地方が共同で管理する法人**へ転換
- ✓ **公金受取口座を登録する仕組み、預貯金付番を円滑に進める仕組みの創設**
- ✓ マイナンバーカード機能を**スマートフォン**に搭載、電子証明書の暗証番号の再設定等を郵便局においても可能に、未取得者への二次元コード付き**カード交付申請書の送付**、**各種カードとの一体化（運転免許証、在留カード、各種の国家資格等）**
- ✓ **マイナポータル**の**UX・UI改善**（全自治体接続等）、**情報ハブ機能の強化**
- ✓ **個人情報保護法制の見直し**（法律等の一元化、民間事業者等の負担軽減）
- ✓ 戸籍における**読み仮名の法制化**（カードへのローマ字表記、システム処理の迅速化）

デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備（上記指針以外）

- ✓ 政府全体で共通利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の整備
- ✓ **クラウドサービスの利用の検討の徹底**、セキュリティ評価制度（ISMAP）の推進
- ✓ **情報セキュリティ対策の徹底・個人情報の保護、業務継続性の確保**
- ✓ **新たなデータ戦略**に基づき、ベースレジストリ（法人、土地等に関する基本データ）の整備、プラットフォームとしての行政の構築、行政保有データのオープン化の強化等を推進

一元的なプロジェクト管理の強化等

- ✓ **デジタル庁の設置も見据え**、全ての政府情報システムについて、予算要求前から執行までの各段階における**一元的なプロジェクト管理**を強化
- ✓ 政府情報システムの効率化、高度化等のため、**情報システム関係予算の一括計上の対象範囲を拡大**（全システム関係予算のデジタル庁一括計上を検討）
- ✓ 機動的・効率的・効果的なシステム整備のため、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする**新たな調達・契約方法の試行**
- ✓ 政府情報システムの運用等経費、整備経費のうち**システム改修に係る経費を令和7年度までに3割削減**を目指す（令和2年度比）
- ✓ **外部の高度専門人材活用の仕組み**、公務員試験による**IT人材採用の仕組み**を早期に導入

行政手続のデジタル化、ワンストップサービス推進等

- ✓ **書面・押印・対面の見直し**に伴い、行政手続の**オンライン化を推進**
- ✓ 登記事項証明書（情報連携開始済）、戸籍（令和5年度以降）等について、行政機関間の情報連携により、順次、**各手続における添付書類の省略を実現**
- ✓ 子育て、介護、引越し、死亡・相続、企業が行う従業員の社会保険・税及び法人設立に関する手続について**ワンストップサービスを推進**
- ✓ **法人デジタルプラットフォーム**の機能拡充による法人等の手続の利便性向上

デジタルデバйд対策・広報等の実施

- ✓ 身近なところで相談を受ける**デジタル活用支援員の仕組みを本格的に実施**
- ✓ **SNS・動画等による分かりやすい広報・国民参加型イベントの実施**

地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

- ✓ **自治体の業務システムの標準化・共通化**を加速（国が財源面を含め支援）
- ✓ マイナポータルの活用等により**地方公共団体の行政手続（条例・規則に基づく行政手続を含む）のオンライン化**を推進
- ✓ 「**自治体DX推進計画**」に基づき自治体の取組を支援
- ✓ クラウドサービスの利用、AI・RPA等による業務効率化を推進
- ✓ 「**地域情報化アドバイザー**」の活用等によるデジタル人材の確保・育成

※本計画は、デジタル手続法に基づく情報システム整備計画として位置付けることとする。

デジタル改革関連法案の全体像

- ✓ 流通する**データの多様化・大容量化**が進展し、**データの活用が不可欠**
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大

- ✓ 新型コロナウイルス対応において**デジタル化の遅れ**が顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの**社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要**

デジタル社会形成基本法案※IT基本法は廃止

- ✓ 「**デジタル社会**」の形成による我が国**経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現**等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、**基本理念**及び施策の策定に係る**基本方針**、国、地方公共団体及び事業者の**責務**、**デジタル庁**の設置並びに**重点計画**の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → **データ利活用**により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実+国民の**利便性**向上を図る**データ利活用**（基本理念・基本方針）
- ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の**基本的枠組み**を明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案

- ✓ 個人情報関係 3 法を **1 本の法律に統合**するとともに、地方公共団体の制度についても**全国的な共通ルール**を設定、所管を**個人情報委に一元化**（個人情報保護法改正等）
- ✓ **押印・書面**手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正）
- ✓ **医師免許等の国家資格**に関する事務へのマイナナンバーの利用の範囲の拡大（マイナナンバー法等改正）
- ✓ **郵便局**での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への**基本 4 情報の提供**、電子証明書の**スマートフォンへの搭載**（公的個人認証法改正）
- ✓ 転入地への**転出届に関する情報の事前通知**（住民基本台帳法改正）
- ✓ **マイナナンバーカード**の発行・運営体制の抜本的強化（マイナナンバー法、J-LIS法改正）

⇒官民や地域の枠を超えた**データ利活用**の推進、**マイナナンバーの情報連携**促進、**マイナナンバーカード**の利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、**押印等を求める手続の見直し**等による国民の手続負担の軽減等

デジタル庁設置法案

- ✓ **強力な総合調整機能（勸告権等）**を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の**情報システム**、**地方共通のデジタル基盤**、**マイナナンバー**、**データ利活用**等の業務を強力に推進
- ✓ **内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）**。**デジタル大臣**のほか、特別職の**デジタル監**等を置く

⇒**デジタル社会の形成に関する司令塔**として、**行政の縦割りを打破**し、行政サービスを抜本的に向上

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案

- ✓ **希望者**において、**マイナポータル**からの登録及び**金融機関窓口**からの口座登録ができるようにする
- ✓ **緊急時の給付金や児童手当**などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒国民にとって**申請手続の簡素化・給付の迅速化**

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案

- ✓ **本人の同意**を前提とし、一度に**複数の預貯金口座への付番**が行える仕組みや、**マイナポータルからも登録**できる仕組みを創設
- ✓ **相続時や災害時**において、**預貯金口座の所在を国民が確認**できる仕組みを創設

⇒国民にとって**相続時や災害時の手続負担の軽減**等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、**国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組み**を構築
- ⇒地方公共団体の**行政運営の効率化・住民の利便性向上**等

デジタル改革関連法案の審議

■ デジタル改革関連法案の審議経過

<衆議院>

3月 9日（火） 衆議院本会議
12日（金） 衆・内閣委
4月 2日（金） 衆・内閣委
※終局・採決

合計：
27時間25分

<参議院>

4月 14日（水） 参議院本会議
20日（火） 参・内閣委
5月 11日（火） 参・内閣委
※終局・採決

合計：
24時間50分

（衆・参）審議時間
合計：52時間15分



5月 12日（水）

デジタル改革関連法 成立

※ 総務委員会で審議されてきた「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案」も同日に成立。

趣旨

デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定める。

概要

1. デジタル社会の定義

「デジタル社会」を、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義する。

2. 基本理念

デジタル社会の形成に関し、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護等の基本理念を規定する。

3. 国、地方公共団体及び事業者の責務

デジタル社会の形成に関し、国、地方公共団体及び事業者の責務等を規定する。

4. 施策の策定に係る基本方針

デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、多様な主体による情報の円滑な流通の確保（データの標準化等）、アクセシビリティの確保、人材の育成、生産性や国民生活の利便性の向上、国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備、サイバーセキュリティの確保、個人情報の保護等のために必要な措置が講じられるべき旨を規定する。

5. デジタル庁の設置等

別に法律で定めるところにより内閣にデジタル庁を設置し、政府がデジタル社会の形成に関する重点計画を作成する。

6. 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止等

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）を廃止するほか、関係法律の規定の整備を行う。

7. 施行期日

令和3年9月1日

趣旨

デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、**デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁を設置**することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

概要

1. 内閣にデジタル庁を設置

2. デジタル庁の所掌事務

(1) 内閣補助事務

- ・デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画立案・総合調整

(2) 分担管理事務

- ・デジタル社会の形成に関する重点計画の作成及び推進
- ・個人を識別する番号に関する総合的・基本的な政策の企画立案等
- ・マイナンバー・マイナンバーカード・法人番号の利用に関すること並びに情報提供ネットワークシステムの設置及び管理
- ・情報通信技術を利用した本人確認に関する総合的・基本的な政策の企画立案等
- ・商業登記電子証明（情報通信技術を利用した本人確認の観点から行うもの）、電子署名、公的個人認証（検証者に関すること）、電子委任状に関する事務
- ・データの標準化、外部連携機能、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）に係る総合的・基本的な政策の企画立案等
- ・国・地方公共団体・準公共部門の民間事業者の情報システムの整備・管理に関する基本的な方針の作成及び推進
- ・国が行う情報システムの整備・管理に関する事業の統括監理、予算の一括計上及び当該事業の全部または一部を自ら執行すること

3. デジタル庁の組織

(1) **デジタル庁の長及び主任の大臣は内閣総理大臣。**

(2) **内閣総理大臣を助け、デジタル庁の事務を統括するデジタル大臣を置き、2(1)の事務を円滑に遂行するため、関係行政機関の長に対する勧告権等を規定。**

(3) **副大臣一人及び大臣政務官一人に加え、デジタル大臣に進言等を行い、かつ、庁務を整理し、各部局等の事務を監督する内閣任免の特別職として、デジタル監を置く。**

(4) 全国務大臣等を議員とする、**デジタル社会の形成のための施策の実施の推進等をつかさどるデジタル社会推進会議を設置。**

4. 施行期日等

- (1) 施行期日：令和3年9月1日
- (2) 一定期間後の見直し、関係法律の改正について規定。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備について

現下のデジタル化の状況を踏まえ、「デジタル社会」の形成に向けた対応として必要となる法制上の措置（新法を除く。）について、整備法として立法。

デジタル化の状況

多様・大容量なデータを扱うための情報通信技術の進展により、データ利活用の重要性が高まり、**データの適正な利用のためのルール整備**が重要になっている

新型コロナウイルス感染症への対応の中で給付金の給付の遅れが生じるなど行政事務、行政手続のデジタル化の遅れが顕在化。**行政事務・手続のデジタル化を進めて効率化を図ることが必要**

コロナ禍において「押印のための出社」や「領収書保存のための出社」が議論に。**押印・書面交付を義務付ける手続に係る制度を見直し、国民負担の軽減を図ることが必要**

法制上の措置

■ 個人情報保護制度の見直し

- ・ 個人情報保護法の改正
- ・ 行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法の廃止（個人情報保護法へ統合）
- ・ 地方公共団体の個人情報保護制度について全国的な共通ルールを規定（個人情報保護法で規定）

■ マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化

- ・ マイナンバー法等の改正

■ マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化

- ・ 郵便局事務取扱法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正

■ 押印・書面の交付等を求める手続の見直し

- ・ 押印・書面の交付等を求める行政手続や民間手続を定める48法律の改正

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等

預貯金者の意思に基づくマイナンバーの利用による預貯金口座の管理等

地方公共団体情報システムの標準化

整備法

新法

趣旨

デジタル社会形成基本法に基づき**デジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行う。**

概要**個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）**

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内）

マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正）

- ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
- ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。

施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外（健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など）、公布から4年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和3年9月1日（②）

マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（郵便局事務取扱法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正）**＜マイナンバーカードの利便性の抜本的向上＞**

- ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
- ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。
- ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする。
- ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等

施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外）

＜マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化＞

- ① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
- ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
- ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等

施行日：令和3年9月1日

押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正）

- 押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。

施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。）

個人情報保護制度見直しの背景

1. 今般、新たに「デジタル庁」を創設し、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進していく方針。これに伴い、**公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避。**

⇒ **個人情報保護に万全を期すため、独立規制機関である個人情報保護委員会が、公的部門を含め、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制の確立が必要。**

2. 情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、**官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化。**

⇒ データ利活用の支障となり得る**現行法制の不均衡・不整合を是正**する必要。

＜不均衡・不整合の例＞

- ・ 民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる。
- ・ 国立病院、民間病院、公立病院で、データ流通に関する法律上のルールが異なる。
- ・ 国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定のあり方が異なる。
- ・ 地方公共団体間で個人情報保護条例の規定やその運用が異なる（いわゆる「2000個問題」）

3. 国境を超えたデータ流通の増加を踏まえ、**GDPR十分性認定**への対応を始めとする**国際的な制度調和**を図る必要性が一層向上。

○平成27年個人情報保護法改正法附則

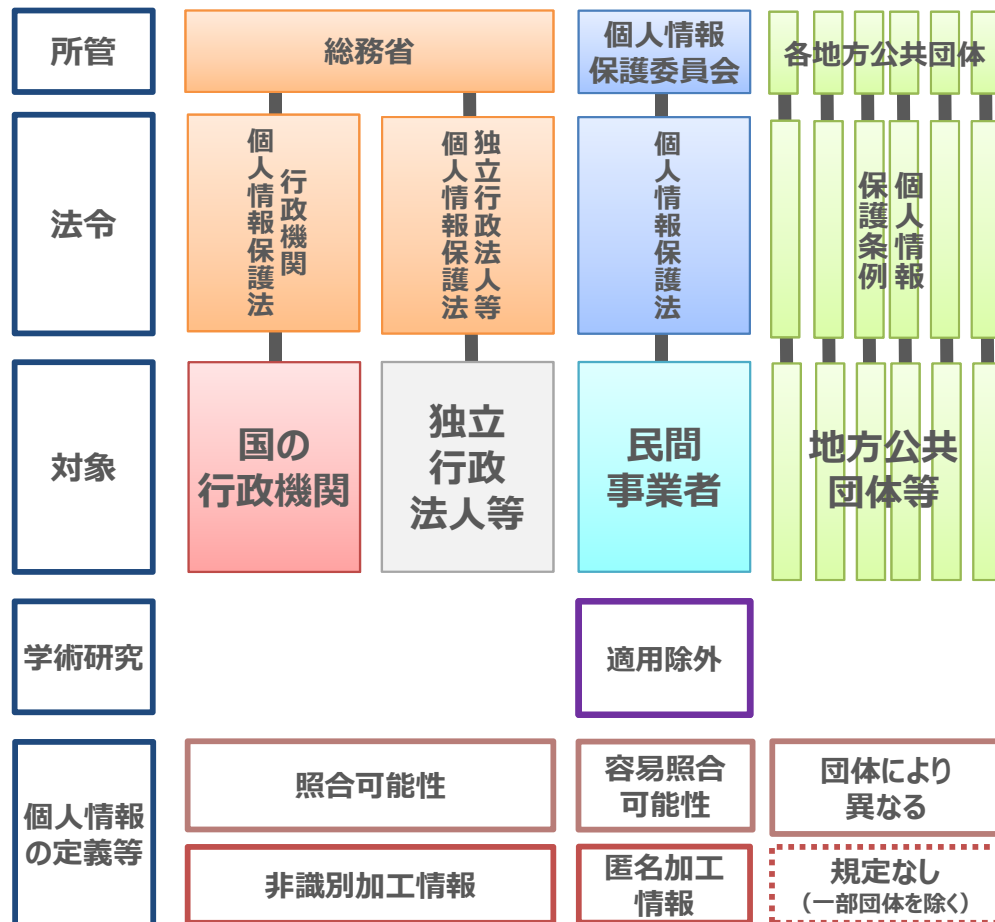
附則第十二条

- 6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、**新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討**するものとする。

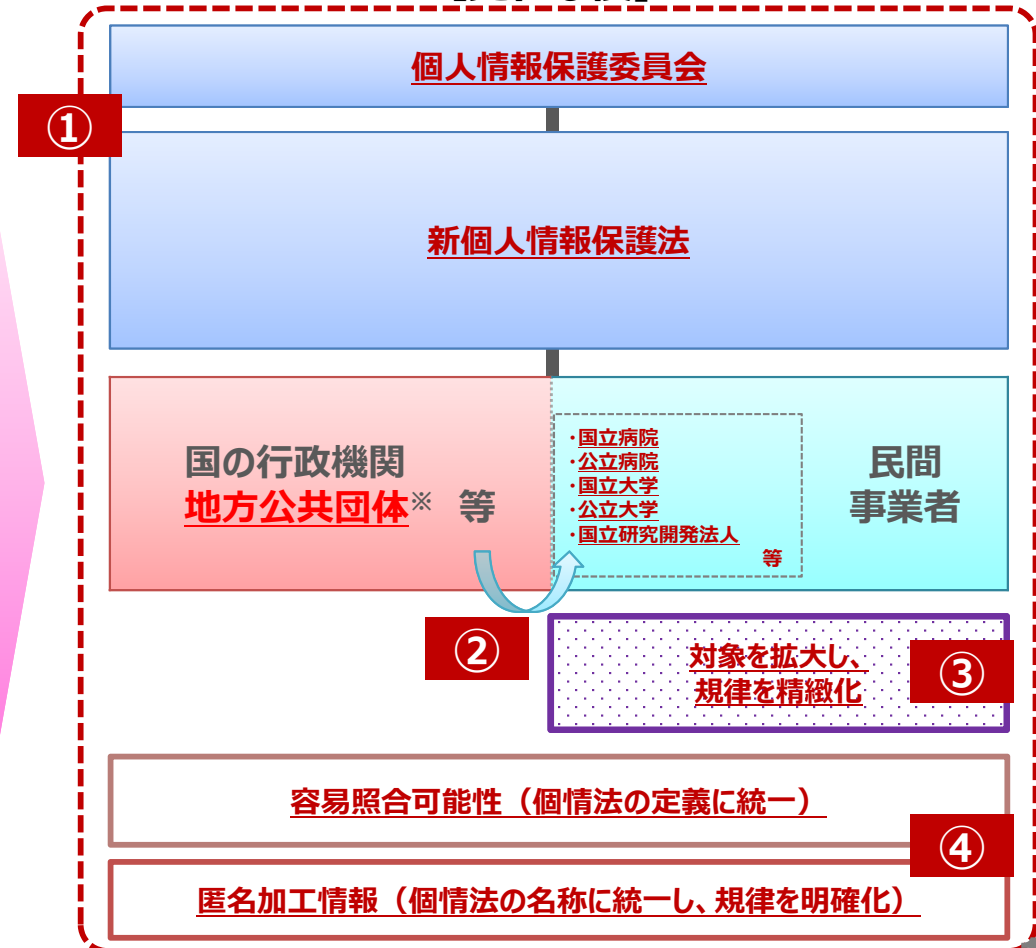
個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の概要

<予算関連>

公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともにマイナポータルにあらかじめ登録し、行政機関等が当該口座情報の提供を求めることができることとするとともに、**特定公的給付の支給のためマイナンバーを利用して管理できる**こととする。

1. 公的給付支給等口座の登録

預貯金者は、公的給付の支給を受けることができる一の預貯金口座を、以下いずれかの方法により内閣総理大臣に申請し、マイナンバーとともに登録を受ける。

①マイナポータルからオンライン申請、②預貯金者の同意により、行政機関が取得又は保有する口座情報の提供、③金融機関における登録申請

2. 行政機関等への口座情報の提供

行政機関の長等は、公的給付の支給等が必要があるとき、内閣総理大臣に対し、登録された口座情報の提供を求めることができる。

3. 特定公的給付の支給の迅速かつ確実な実施のための仕組み

(1) 特定公的給付

内閣総理大臣は、①国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの 又は
②経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるもの、を特定公的給付として指定する。

(2) **マイナンバーを利用した管理** 行政機関等の長は、特定公的給付の支給に係る情報について、マイナンバーを利用し管理することができる。

※施行日：公布日から2年以内（特定公的給付に係る規定は公布日、金融機関における申請は公布日から3年以内）

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律の概要

<予算関連>

デジタル社会形成基本法案に定めるデジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保に資するとともに、預貯金者の利益の保護を図るため、預貯金者の意思に基づくマイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じて預金保険機構が口座に関する情報を提供する制度を創設する。

1. マイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度

(1) 金融機関に対する 申出等

- ・預貯金者は、口座がマイナンバーにより管理されることを希望する旨の申出をすることができる。
- ・金融機関は、口座開設その他重要な取引を行うとき、預貯金者に対し、上記希望の意思の有無を確認しなければならない。

(2) 預金保険機構 による通知等

- ・金融機関は、預貯金者に対し、他の金融機関が管理する預貯金口座についても希望の有無を確認し、本人特定事項及びマイナンバー等を預金保険機構に対し通知する。
- ・預金保険機構は、通知された本人特定事項及びマイナンバー等を他の金融機関に対し通知する。
- ・通知を受けた金融機関は、預貯金者の本人特定事項等をマイナンバーにより検索することができる状態で管理しなければならない。

2. 災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報を提供する制度

- ・災害救助法の適用区域に居住していた預貯金者は、金融機関において、口座を有する金融機関の名称を提示し、当該口座の情報の提供を求めることができる。
- ・相続人は、金融機関において、その被相続人を名義人とする口座に関する情報の提供を求めることができる。

3. 預金保険機構の業務の特例等

- ・新法に基づき預金保険機構が新たに担う業務を規定 等

※施行日：公布日から3年以内（一部を除く）

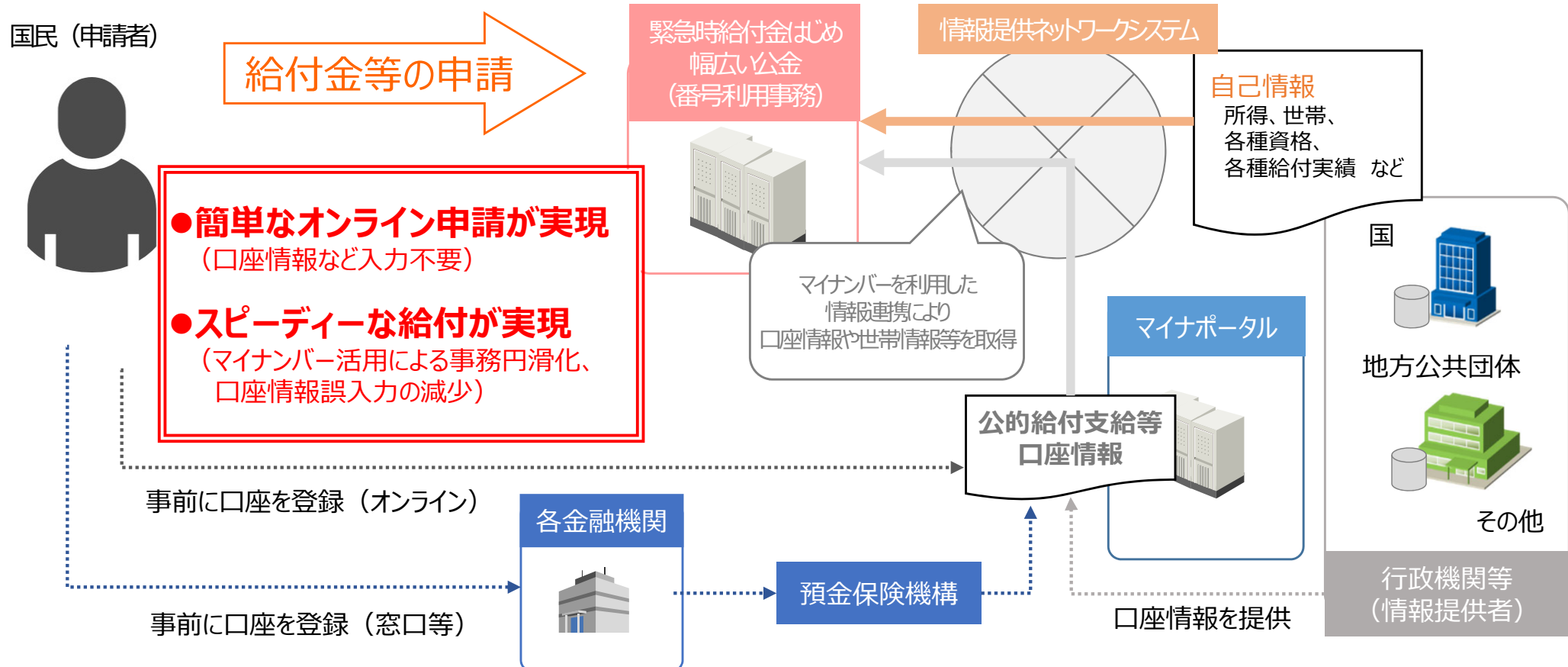
公的給付支給等口座の登録制度等の創設

預貯金口座の登録

口座の登録申請の方法：預貯金口座の登録を希望する者は、マイナポータル及び金融機関の窓口からの登録申請が可能。
行政機関等が取得した又は保有している預貯金口座についても、本人同意により、登録が可能。

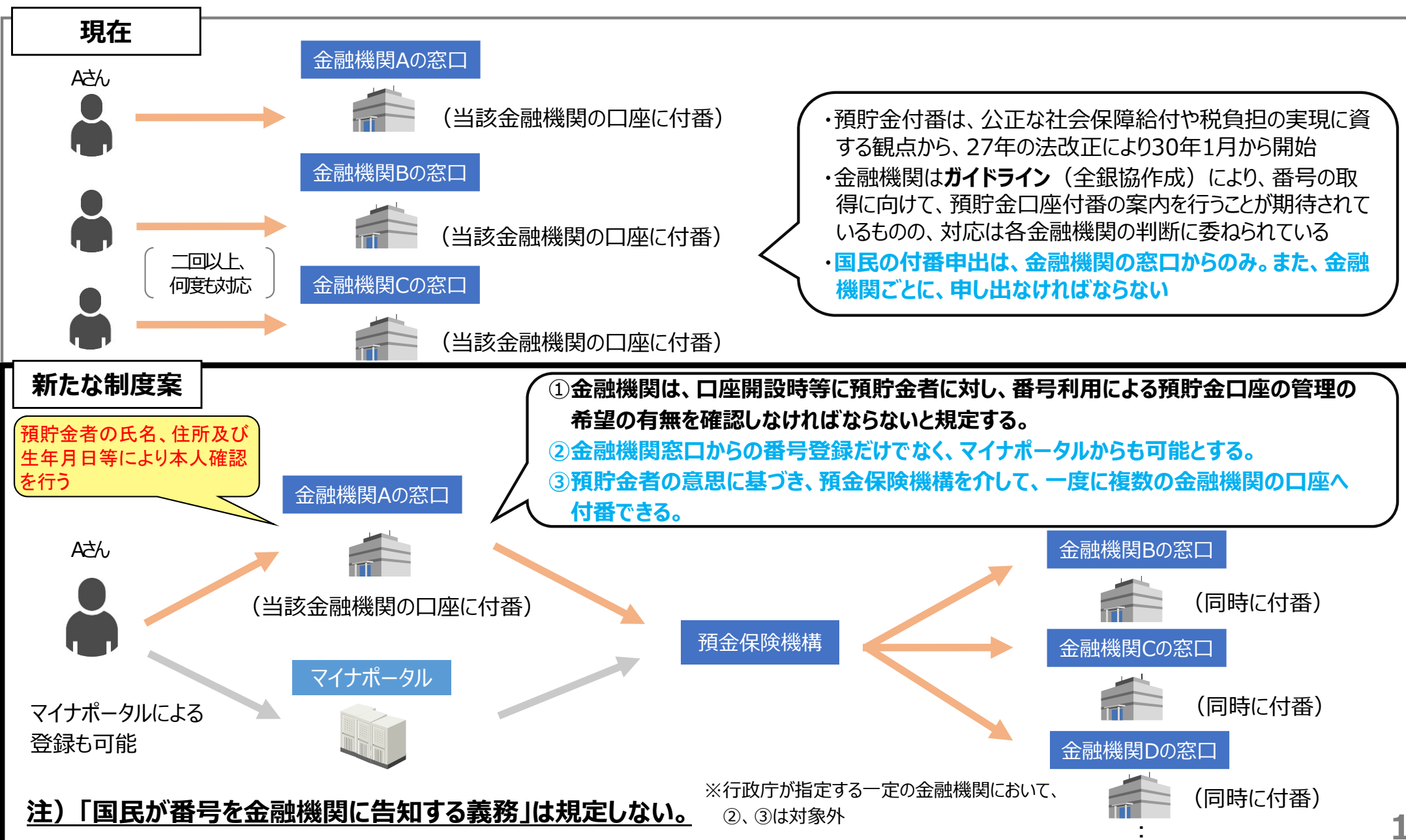
口座情報の利用：緊急時の給付金や児童手当などの公的給付の支給等を対象とする。（６８の事務）

登録制度のイメージ



預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理

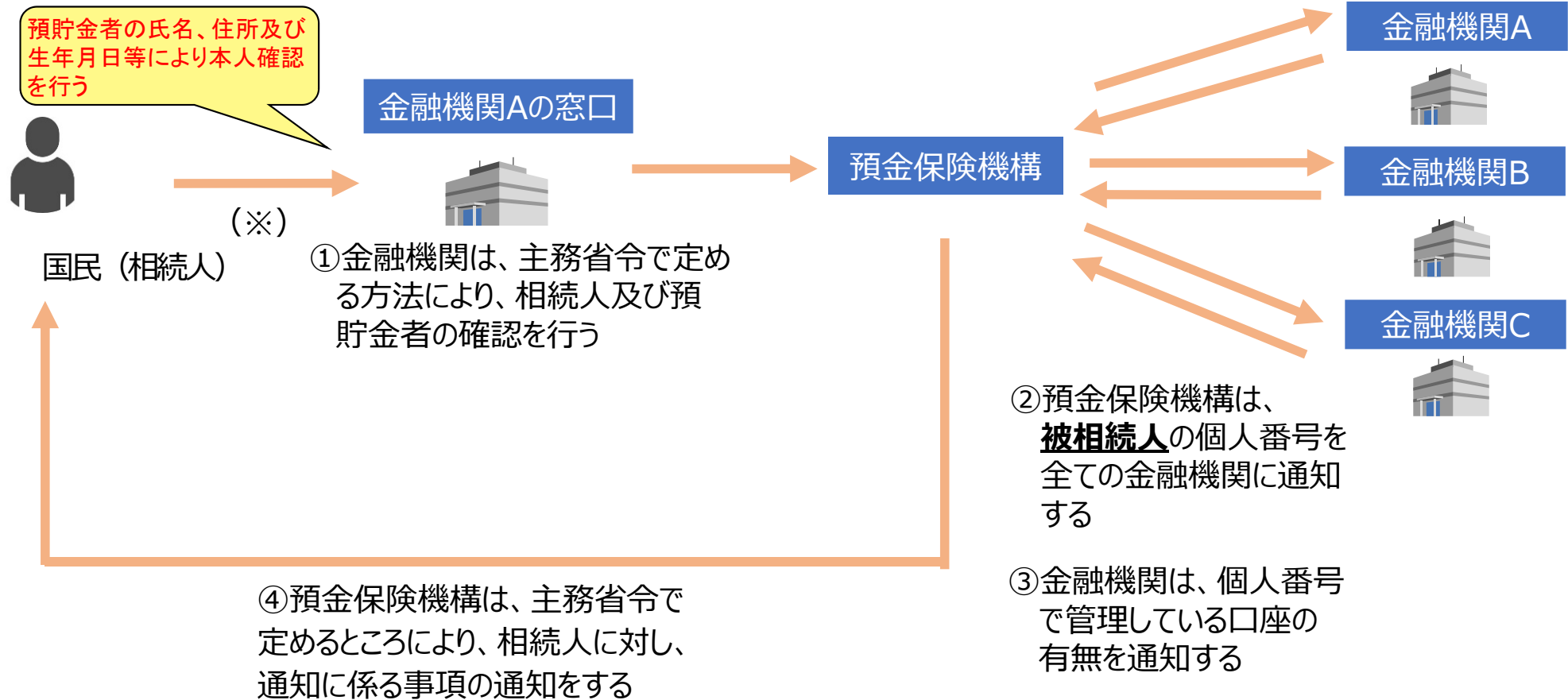
預貯金者の意思に基づくことを前提とし、**一度に複数の金融機関の預貯金口座への付番が行える**仕組みや、マイナポータルからも登録できる仕組みを創設し、**個人番号の利用による預貯金口座への付番を促進する**



災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供

災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人から求められた場合に、預金保険機構が個人番号を利用して当該預貯金者を名義人とする預貯金口座を特定し、**当該預貯金口座に関する情報を提供できる仕組み**を創設することにより、**預貯金者の利益の保護を図ることができる**

相続時のサービス



(※) 預金保険機構からの委託に基づき、金融機関が受付事務を実施できる旨を法律上措置する

注) 災害時においても、同様の仕組みを利用し、被災者の口座所在を確認できるようにする

※行政庁が指定する一定の金融機関
においては対象外

趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の**地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。**

概要

① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定
- ※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会から意見聴取の上、方針案を作成

③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体の意見反映のための措置を実施

④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

⑥ 施行期日

- 令和3年9月1日

5 価値を生み出すガバナンス

5.1.2 政府CIO レビューの実施

(3) 政府横断施策や投資額の大きいプロジェクトのガバナンスの徹底（◎内閣官房、総務省、関係府省）

ア.クラウドサービスの利用環境整備（◎内閣官房、◎総務省、全府省）

政府情報システムについて、**共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境（「（仮称）Gov-Cloud」）を整備し、早期に運用を開始する。**

（略）

また、独立行政法人、**地方公共団体**、準公共分野（医療、教育、防災等）**等の情報システムについても、「（仮称）Gov-Cloud」の活用に向けて、具体的な対応方策や課題等について検討を進める。**

（略）

12 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

12.2 地方公共団体における情報システム等の共同利用の推進

(1) 地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進（◎内閣官房、◎総務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係省庁）

（略）

住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な17業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成する。

これを通じ、「（仮称）Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを地方公共団体が利用することを目指す。このため、**地方公共団体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を、2021年（令和3年）通常国会に提出する。**その上で、**国が財源面（移行経費等）を含め主導的な支援を行う。**その際には、「（仮称）Gov-Cloud」の利用に応じた地方公共団体の負担の在り方について合わせて検討する。また、**目標時期を2025年度（令和7年度）とし、それに向け地方公共団体に対応に向け準備を始められる環境をつくる。**

（略）

なお、取組においては、**多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進める**とともに、地方公共団体にわかりやすく目標・取組・スケジュールなどの段取りを示し、適時・適切に調整しつつ、住民サービスの安定・向上と、地方公共団体業務の円滑化・効率化を旨として、推進する。

（略）

参考URL

デジタル改革関係閣僚会議

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/digital_kaikaku/index.html

デジタル・ガバメント閣僚会議

(デジタル改革関連法案ワーキンググループ、同作業部会、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ 等)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/egov/index.html>

ご清聴ありがとうございました。